

神奈川県庁版就労訓練事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ひきこもり等で長期間社会的孤立状態にあった生活困窮者等のうち、直ちに一般就労に就くことは困難であるが、短時間勤務、簡易作業の切り出し等の一定の配慮をした就労の場を提供し、就労訓練が可能な者の就労意欲及び就労技能の向上を図るため、神奈川県庁で就労訓練を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 法とは、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）をいう。
- (2) 生活困窮者等とは、法第3条第1項に規定する生活困窮者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。
- (3) 神奈川県庁版就労訓練事業とは、神奈川県庁で行う法第16条に規定する生活困窮者就労訓練事業をいう。
- (4) 自立相談支援機関等とは、法第3条第2項に規定する自立相談支援事業を実施する機関及び社会福祉法第14条（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。
- (5) 訓練実施者とは、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課長をいう。
- (6) 訓練対象者とは、神奈川県庁版就労訓練事業を実施する要件を満たす生活困窮者等をいう。

(訓練対象者)

第3条 訓練対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 神奈川県内において、自身が居住する自治体の自立相談支援機関等による支援を受けていること。
- (2) 自立相談支援機関等が作成した支援プランにおいて、就労訓練事業の実施が位置づけられていること。
- (3) 法第3条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業による支援を受け、認定生活困窮者就労訓練事業を実施する状態に達している者又はそれと同等の就労技能があると判断される者であること。
- (4) 一般就労に就くことに対する意欲があること。
- (5) 訓練実施者が別に指定する就労支援担当者の指示・指導に従うこと。

(事前相談)

第4条 自立相談支援機関等は、神奈川県庁版就労訓練事業の利用を希望する場合は、就

労支援担当者へ電話、メール等により事前相談を行うものとする。

(神奈川県庁版就労訓練事業の利用申請)

第5条 神奈川県庁版就労訓練事業の利用を希望する者は、神奈川県庁版就労訓練事業利用申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 自立相談支援機関等が作成した支援プランの写し
- (2) 誓約書（第2号様式）

(神奈川県庁版就労訓練事業の利用決定及び通知)

第6条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、神奈川県庁版就労訓練事業利用決定通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

(神奈川県庁版就労訓練事業の開始)

第7条 訓練実施者と、前条の規定により神奈川県庁版就労訓練事業を利用することが決定した訓練対象者は、神奈川県庁版就労訓練事業を開始する際に、神奈川県庁版就労訓練事業における確認書（第4号様式）を2通作成し、記名の上、各自その1通を所持するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月9日から施行する。